

第1条	この会は、志賀小学校はなぞの会と称する。
第2条	この会は、地域とともにある学校づくりを推進することを目的とする。
第3条	この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) 志賀小学校（以下、本校）を核とした地域づくり (2) 本校と地域との連携・協議の促進 (3) 本校の教育振興に資する支援 (4) 会員相互の交流につながる活動 (5) 広報誌の発行 (6) その他、目的達成のため必要な事業
第4条	この会は、第2条を目的とする任意団体として、次の原則に基づき活動する。 (1) 組織の運営は会員の自主的な意思のもとで行う。 (2) 特定の会員に過度な負担が及ぶことのないよう、だれもが参加・参画しやすい会の運営を目指す。 (3) 必要に応じて事業ごとに運営を支援する会員の募集を行う。 (4) 前条に掲げる活動以外の活動を目的とする団体及び事業には、いかなる関係も持たない。 (5) 特定の政治信条や宗教にかたよることなく、又、もっぱら営利を目的とするような活動は行わない。
第5条	本会は、次の会員をもって組織する。 (1) 正会員 本校に通う児童の保護者 (2) 特別会員 本校に勤務する教職員及び第2条の目的を共有する地域住民 (3) 団体会員 第2条の目的を共有する地域団体
第6条	この会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を提出する。なお第8条の退会届の提出がない限り、在籍児童が卒業するまで継続する。
第7条	この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は月額150円とする。ただし、特別会員並びに団体会員はこれを徴収しない。
第8条	この会を退会しようとする会員は、所定の退会届けを提出する。
第9条	総会は、本会最高の決議機関であり、全ての会員をもって構成する。
第10条	総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
第11条	1 通常総会は、毎年5月に会長が招集する。 2 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。 (1) 運営委員会が招集の必要を決議したとき。 (2) 議決権の5分の1以上を有する（総正会員の5分の1以上から委任を受けた）正会員より、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求があったとき。 3 前項第2号の規定による総会の招集の請求があったときは、遅延なく、その請求があったときから30日以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。
第12条	総会の議長は、会長の指名したものがこれにあたる。ただし、前条第2項の臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選任する。
第13条	1 総会は、会員の過半数（委任状含む）の出席をもって成立する。 2 議案の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条	<p>次の事項は総会の議を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会則の変更</li> <li>(2) 活動計画及び収支予算の決定ならびに変更</li> <li>(3) 活動報告及び会計報告の承認</li> <li>(4) 顧問の選任</li> <li>(5) 規程、規約、諸規則の制定、変更及び廃止</li> </ol>
第15条	<p>会長は選考委員会による運営委員の選任結果ならびに運営委員会による役員選定結果を通常総会に報告しなければならない。</p>
第16条	<p>第13条の規定にかかわらず、次の決議は出席者の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会則の変更</li> <li>(2) 規程、規約、諸規則の制定、変更及び廃止</li> <li>(3) 役員解任</li> <li>(4) 解散</li> </ol>
第17条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</li> <li>2 会長、議長及び出席した正会員2名が、前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。</li> </ol>
第18条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営委員は正会員及び特別会員から選任する。</li> <li>2 運営委員の選任は、別に定める運営委員選任規程に基づき行う。</li> </ol>
第19条	<p>運営委員の任期は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p>
第20条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2条の目的を達成するため、運営委員30名以内からなる運営委員会を設置する。</li> <li>2 運営委員会は委員長が招集し、必要に応じて開催する。</li> <li>3 議案の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。</li> <li>4 委員長は第3条1項4号に基づく活動の代表者ならびに団体会員に出席を求めることができる。</li> <li>5 運営委員会に委員長、副委員長を置き、運営委員の中から選定する。</li> </ol>
第21条	<p>運営委員会は下記の役割を担うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 役員を選定</li> <li>(2) 総会に提出する議案の審議</li> <li>(3) 総会において決定された活動計画及び予算の執行</li> <li>(4) その他、第2条の目的を達成するために必要となる事項</li> </ol>
第22条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本会には、次の役員を置く <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会長1名（運営委員会委員長を兼務）</li> <li>(2) 副会長4名以内（運営委員会副委員長を兼務）</li> <li>(3) 会計3名以内</li> <li>(4) 監事2名</li> </ol> </li> <li>2 前項の役員は運営委員の互選により、運営委員の中から選定する。</li> </ol>
第23条	<p>役員職務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会長は、会務を統括し、この会を代表する。</li> <li>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。</li> <li>(3) 会計は、この会の会計を行う。</li> <li>(4) 監事は、会計や資産の状況、また、会の運営について監査する。</li> </ol>
第24条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この会に顧問を置くことができる。</li> <li>2 顧問は、本校ならびに本会の運営に精通する会員の内から会長が推挙し、総会において選任する。</li> <li>3 顧問の定数は特に定めない。</li> </ol>

第25条	この会の経費は、会費や事業収入並びに寄付金をもってこれにあて、会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。
第26条	本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。
第27条	活動計画書及び予算書については、毎会計年度開始の前日までに会長が作成し、運営委員会の決議を経て総会の承認を受ける。
第28条	活動報告書及び会計報告書については、毎会計年度終了後、会長が作成し、会計監査を経てから総会に報告し、その承認を受ける。
第29条	口座の管理は会長と会計（会計管理者）とする。
第30条	この会の事務局を下記に置く。 志賀小学校はなぞの会 事務局 〒520-0011 滋賀県大津市南志賀一丁目5番1号 大津市立志賀小学校内
	<p>附則</p> <p>1 本会則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 志賀小学校 PTA が有する資産については、志賀小学校はなぞの会に移すものとする。</p> <p>附則</p> <p>本会則は、令和6年6月1日から施行する。</p>